



2014年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

3級 個人
資産相談業務

実施日◆2014年9月14日(日)

試験時間◆13:30~14:30(60分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2014年4月1日現在施行の法令等に基いて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 途中退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

○この試験の模範解答は9月14日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月27日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2014年4月1日現在
施行の法令等に基づいて、解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例
等の各種特例については考慮しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてくだ
さい。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（58歳）は、妻Bさん（56歳）との2人暮らしである。Aさんは、平成26年9月末日付で勤務先を退職し、Aさんの父親が営んでいる飲食店（自営業）を継ぐ予定である。そこで、Aさんは、退職後の社会保険への加入等について、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん

生年月日：昭和31年8月20日

厚生年金保険，健康保険（全国健康保険協会管掌）等の社会保険に加入している。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

昭和50年4月

平成26年10月 平成28年8月

厚 生 年 金 保 険 474月		国民年金 (納付予定) 22月
18歳	58歳	60歳

(2) 妻Bさん（専業主婦）

生年月日：昭和33年5月6日

20歳からAさんと結婚するまでの期間は、国民年金に第1号被保険者として加入し、保険料を納付。結婚後から現在に至るまでの期間は、国民年金に第3号被保険者として加入。

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんの退職後における公的医療保険についてMさんがAさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

「Aさんの退職後の公的医療保険制度への加入方法としては、国民健康保険への加入や、退職時の健康保険に任意継続被保険者として加入といった選択肢があります。

国民健康保険に加入する場合、国民健康保険の保険料(税)は、保険者である()や国民健康保険組合によって異なります。

また、退職時の健康保険に任意継続被保険者として加入する場合、資格喪失の日から原則として()以内に任意継続被保険者となるための申出をすることにより、引き続き最長で(),健康保険の被保険者となることができます」

- | | | | |
|----|-------------|-----|-----|
| 1) | 市町村(特別区を含む) | 14日 | 3年間 |
| 2) | 市町村(特別区を含む) | 20日 | 2年間 |
| 3) | 都道府県 | 20日 | 3年間 |

《問2》 Aさんの退職後における公的年金についてMさんがAさんに対して行った説明に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「妻Bさんは、Aさんの退職後に、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続を行う必要があります」
- 2) 「国民年金の保険料は、将来の一定期間の保険料を前納することができます。この場合、前納期間や納付方法に応じて保険料の割引が適用されます」
- 3) 「Aさんが希望すれば、老齢基礎年金の支給開始を繰り上げることができますが、繰上げ支給の請求をした場合、老齢基礎年金の年金額は繰上げ1カ月当たり0.7%減額されます」

《問3》 Mさんは、Aさんが60歳に達するまで国民年金の保険料を納付した場合の老齢基礎年金の年金額を試算した。Aさんが原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額を算出する計算式は、次のうちどれか。なお、老齢基礎年金の年金額は、平成26年度価額(物価スライド特例措置による金額)に基づいて計算するものとする。

- 1) $772,800円 \times \frac{22月}{480月}$
- 2) $772,800円 \times \frac{474月}{480月}$
- 3) $772,800円 \times \frac{480月}{480月}$

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会員のAさん（45歳）は、余裕資金を利用して、かねてから興味を持っていた上場企業X社の株式（以下、「X社株式」という）を購入しようと考えている。そこで、Aさんは、株式投資について、証券会社に勤務するファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんが購入を検討しているX社株式に関する資料は、以下のとおりである。

X社株式に関する資料

- ・業種 : サービス業（外食）
- ・特徴 : 主な原材料を海外から輸入し、低価格で和・洋食を提供している。過去3年間、前年度比で増収・増益を達成している。
- ・株価 : 540円
- ・当期純利益 : 60億円
- ・純資産（自己資本） : 800億円
- ・総資産 : 1,200億円
- ・発行済株式数 : 2億株
- ・前期の配当金の額 : 5円（1株当たり）

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 株式の購入方法についてMさんがAさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に
入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

「国内上場株式の売買注文方法の1つに、価格をあらかじめ指定して注文をする
()注文があります。同一銘柄に対して、()による買付注文が複数ある場合、
価格の()注文から先に買付が成立します。また、()注文による買付におい
て、指定した価格よりも低い価格で買付が成立すること()」

- 1) 指値 高い があります
- 2) 指値 低い はありません
- 3) 成行 高い はありません

《問5》 X社株式についてMさんがAさんに対して行った説明に関する次の記述のうち、最も適
切なものはどれか。

- 1) 「X社は、主な原材料を海外から輸入しているため、一般に、円安の進行は株価にとっ
て好材料となると考えられます」
- 2) 「X社は前期に1株当たり5円の配当金を支払っていますが、配当金の額はX社の業績
等により変動することがあります」
- 3) 「X社の過去3年間の業績を勘案すれば、X社株式の株価は今後必ず上昇しますので、
ご購入をおすすめします」

《問6》 X社株式の投資指標に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) PER(株価収益率)は、18倍である。
- 2) PBR(株価純資産倍率)は、1.35倍である。
- 3) ROE(自己資本利益率)は、5%である。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（49歳）は、飲食業を営む個人事業主である。Aさんは、2年前に父親から現在の事業を引き継いで以来、青色申告により確定申告を行っている。また、平成26年中に下記の生命保険契約を解約している。

Aさんに関する資料は、以下のとおりである。なお、各人の年齢は、平成26年12月31日現在のものである。

Aさんの平成26年分の収入等に関する資料

- ・事業所得の金額 : 500万円（青色申告特別控除後の金額）
- ・生命保険契約の解約返戻金 : 1,100万円

Aさんが平成26年中に解約した生命保険契約に関する資料

- 保険の種類 : 一時払変額個人年金保険
- 契約年月日 : 平成15年3月1日
- 契約者（＝保険料負担者） : Aさん
- 解約返戻金 : 1,100万円
- 正味払込保険料 : 1,000万円

Aさんの家族構成

- ・妻Bさん（48歳）：Aさんの青色事業専従者として、平成26年中に青色事業専従者給与の支払を受けている。
- ・子Cさん（17歳）：高校生。平成26年中に収入はない。
- ・子Dさん（12歳）：小学生。平成26年中に収入はない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 所得税の青色申告制度に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

）青色申告による税務上の特典の1つに青色申告特別控除がある。不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者が、その取引の内容を正規の簿記の原則により記帳し、それに基づいて作成した貸借対照表等を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出した場合、青色申告特別控除として最高（ ）を所得金額から控除することができる。

）青色申告の承認を受けようとする者は、原則として、青色申告の承認を受けようとする年の（ ）まで（その年1月16日以後に新規に業務を開始した場合には、その業務を開始した日から（ ）以内）に、青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- | | | | |
|----|------|-------|-----|
| 1) | 60万円 | 1月15日 | 2カ月 |
| 2) | 65万円 | 1月15日 | 3カ月 |
| 3) | 65万円 | 3月15日 | 2カ月 |

《問8》 Aさんの平成26年分の所得税の計算等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 妻Bさんは青色事業専従者給与の支払を受けているため、Aさんは、妻Bさんについて配偶者控除の適用を受けることができない。
- 2) 子Cさんは特定扶養親族に該当するため、Aさんは、子Cさんについて63万円の扶養控除の適用を受けることができる。
- 3) 子Dさんは一般の控除対象扶養親族に該当するため、Aさんは、子Dさんについて38万円の扶養控除の適用を受けることができる。

《問9》 Aさんの平成26年分の総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 525万円
- 2) 550万円
- 3) 600万円

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（50歳）は、父親から相続により取得したマンション（以下、「物件X」という）に居住中であるが、手狭になってきたため、物件Xを仲介業者を通して第三者のBさんに売却したうえで、郊外の戸建住宅（以下、「物件Y」という）を購入して転居することを検討している。

物件Xおよび物件Yの概要は、以下のとおりである。

物件Xおよび物件Yの概要

	物件X	物件Y
取得時期	平成14年2月（父親から相続により取得）	平成26年10月
取得価額	不明	5,000万円
譲渡時期	平成26年10月	
譲渡価額	4,000万円（土地，建物の合計）	
譲渡費用	120万円	

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 物件Xを売却する場合の留意点に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 物件Xの売買契約締結時において、AさんがBさんから解約手付を受領した場合、AさんはBさんが契約の履行に着手した後であっても、手付金の倍額を償還することで契約を解除することができる。
- 2) 土地・家屋の固定資産税の納税義務者は、毎年1月1日現在で所有者として固定資産課税台帳に登録されている者であるが、実務上、売買契約により、売主と買主の間で固定資産税の負担割合を所有期間で按分して精算するのが一般的である。
- 3) 売買に伴い所有権移転登記をする場合、売主と買主が連帯して登録免許税の納税義務者となるが、実務上、登録免許税は売買契約により買主が負担するのが一般的である。

《問11》 不動産の登記記録に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

) 不動産の登記記録に関しては、() で登記事項証明書の交付請求をすることなどにより、その記載事項を確認することができる。

) 不動産の登記記録は、「表題部」および「権利部」に区分して作成されている。「表題部」に記録されている事項は、土地については所在、地番、() などであり、建物については所在、家屋番号、建物の種類などである。

また、「権利部」は「甲区」および「乙区」から構成されており、「甲区」には() に関する事項が、「乙区」には() 以外の権利に関する事項がそれぞれ記録されている。

- | | | | |
|----|---------------|------|-----|
| 1) | 法務局 | 地目 | 所有権 |
| 2) | 法務局 | 用途地域 | 抵当権 |
| 3) | 市町村（特別区を含む）役場 | 用途地域 | 所有権 |

《問12》 物件Xの売却にあたって「居住用財産の譲渡所得の特別控除（いわゆる居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例）」の適用を受けた場合における課税譲渡所得の金額として最も適切なものは、次のうちどれか。なお、取得費については概算取得費を用いるものとする。

- 1) $4,000\text{万円} - (400\text{万円} + 120\text{万円}) - 3,000\text{万円} = 480\text{万円}$
- 2) $4,000\text{万円} - (200\text{万円} + 120\text{万円}) - 3,000\text{万円} = 680\text{万円}$
- 3) $4,000\text{万円} - 200\text{万円} - 3,000\text{万円} = 800\text{万円}$

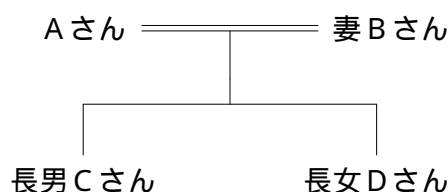
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（72歳）は、妻Bさん（70歳）との2人暮らしである。Aさん夫婦には、長男Cさん（45歳）と長女Dさん（42歳）の2人の子がいるが、いずれも結婚しており、Aさん夫婦とは離れて暮らしている。Aさんは、長男Cさんおよび長女Dさんに、生前に財産を贈与することを考えている。

Aさんの親族関係図およびAさんの主な財産の状況は、以下のとおりである。

Aさんの親族関係図



Aさんの主な財産（相続税評価額）

預貯金	:	5,000万円
有価証券	:	4,000万円
自宅の敷地	:	6,000万円
自宅の建物	:	1,200万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 暦年課税による贈与税の申告および納付に関する以下の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして最も適切なものは、次のうちどれか。

）贈与された財産の価額が基礎控除額を超える場合、受贈者は、原則として、贈与を受けた年の翌年（ ）から3月15日までに、贈与税の申告書を（ ）の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

）贈与税は、申告期限までに納付すべき税額の全額を金銭で一時に納付することが原則であるが、所定の要件を満たすことにより、（ ）することができる。

- 1) 2月1日 贈与者 物納
- 2) 2月16日 受贈者 物納
- 3) 2月1日 受贈者 延納

《問14》 長男Cさんが、Aさんから受けた贈与について相続時精算課税を選択した場合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 相続時精算課税を選択した場合の贈与税額は、この制度に係る贈与財産の価額から累計で2,500万円の特別控除額を控除した後の残額に、一律10%の税率を乗じて算出する。
- 2) 相続時精算課税を選択するためには、その年分の長男Cさんの合計所得金額が2,000万円以下でなければならない。
- 3) 長男Cさんが相続時精算課税を選択した年分以後に長男CさんがAさんから受ける贈与については、暦年課税を選択することはできない。

《問15》 長女Dさんが、平成26年中に、Aさんから現金300万円、妻Bさんから現金200万円の贈与を受けた場合、長女Dさんが納付すべき平成26年分の贈与税額は、次のうちどれか。なお、長女Dさんは相続時精算課税を選択せず、暦年課税を選択するものとする。また、長女Dさんはこれ以外の贈与を受けていないものとする。

- 1) $(300万円 - 110万円) \times 10\% + (200万円 - 110万円) \times 10\% = 28万円$
- 2) $(300万円 + 200万円 - 110万円) \times 20\% - 25万円 = 53万円$
- 3) $(300万円 + 200万円) \times 30\% - 65万円 = 85万円$

資料 贈与税の速算表

基礎控除および配偶者控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

(メモ余白)

2014年度9月実施 ファイナンシャル・プランニング技能検定

《模範解答》

・ 3級 実技試験 個人資産相談業務 (2014年9月14日実施)

配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

合格発表は、10月27日の予定です。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会
検定センター

合格基準 50点満点で30点以上

【第1問】

番号	問1	問2	問3
正解	2	3	3
配点	3	3	4

【第2問】

番号	問4	問5	問6
正解	1	2	3
配点	3	3	4

【第3問】

番号	問7	問8	問9
正解	3	1	1
配点	4	3	3

【第4問】

番号	問10	問11	問12
正解	1	1	2
配点	3	3	4

【第5問】

番号	問13	問14	問15
正解	3	3	2
配点	3	3	4